

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月16日

【会社名】 シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】 ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国ニューヨーク州、ニューヨーク、
パークアベニュー 399
(399 Park Avenue, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 杉本文秀

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-3511-6133

【事務連絡者氏名】 弁護士 佐々木 崇
弁護士 宇治野 壮歩
弁護士 辺 誠 祐
弁護士 荒井 恵 理
弁護士 北川 貴 広
弁護士 長谷川 紘
弁護士 山口 茉莉子

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-3511-6642/03-3511-6152/03-3511-6748/03-3511-6756
03-3511-6763/03-3511-6853/03-3511-6865

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において便宜上、一部の財務情報は米ドルから日本円に換算されている。当該換算は、別段の記載がない限り、2014年7月15日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社(Citibank Japan Ltd.)発表のCitiFXベンチマークレート\$1 = 101円63銭の換算レートで計算されている。当該換算は、米ドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで日本円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではない。

1 【提出理由】

シティグループ・インクは、2014年7月14日（ニューヨーク時間、以下別段の記載のない限り同じ。）、金融詐欺法執行特別作業部会の住宅ローン担保証券（RMBS）ワーキンググループによる継続中の調査について和解をする合意に達しました。したがって、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項ならびに第2項第12号および第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2014年7月14日

(2) 当該事象の内容

シティグループは、2014年7月14日、金融詐欺法執行特別作業部会の住宅ローン担保証券（RMBS）ワーキンググループによる継続中の調査について和解をする合意に達しました。かかる合意は2003年から2008年にかけてシティが発行、組成または、引受を行ったRMBSおよび債務担保証券（CDOs）に関して、米国司法省（DOJ）、複数の州の司法長官、および連邦預金保険公社（FDIC）によるシティに対する既に提起された民事上の請求と潜在的な民事上の請求を解決するものです。

(3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

本和解条項に基づき、シティグループは現金で合計45億ドル（4,573億3,500万円）を支払い、消費者救済のため25億ドル（2,540億7,500万円）を拠出します。現金部分は、DOJに対する40億ドル（4,065億2,000万円）の和解金の支払と州司法長官およびFDICに対する5億ドル（508億1,500万円）の損害賠償金の支払からなります。消費者救済は、手頃な集合賃貸住宅の建設および維持、住宅ローンの元本の減額および猶予、その他様々な救済プログラムに基づく直接的な消費者の便益の供与のための資金として提供されます。シティグループは、2018年末までに消費者救済を実施することに合意いたしました。

本和解に関し、シティグループは2014年第2四半期において約38億ドル（約3,861億9,400万円）の税引前費用を計上します。